

# 建設業者監督処分簿

## 1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社トビセ工業	代表者氏名	岡 瑛慈
主たる営業所の所在地	福山市水呑町 4154-6		
許可番号	広島県知事許可 (般-2) 第 37600 号	許可を受けている 建設業の種類	とび・土工工事業, 解体工事業

## 2 処分に関する事項

処分年月日	令和3年11月15日	処分を行った者	広島県知事
根拠法令	建設業法第29条第1項第2号(第8条第8号該当)		
処分の内容  許可の取り消し (とび・土工工事業, 解体工事業に関する一般建設業の許可の取消)			
処分の原因となった事実	欠格要件該当		
株式会社トビセ工業の元役員は, 刑法第204条の罪により罰金刑が確定(平成26年7月1日付け福山簡易裁判所)し, その刑の執行を終了した平成26年8月8日から5年を経過しない期間(平成30年2月28日から令和元年5月1日まで)に役員に就任していた。 このことが, 建設業法第29条第1項第2号に該当すると認められる。			
その他参考となる事項			